

第 11 回開校準備委員会でいただいた意見に対する回答

1 道路照明灯について

(1) 本市の道路照明灯設置について（道路整備課）

- ・現在、本市では、道路照明灯を約 4,300 灯管理している。
- ・道路照明施設設置基準に基づき設置している。
- ・設置目的は、夜間交通量の多い交差点などの見通しを良くすることで交通事故を防止することである。

(2) 義務教育学校の通学路に係る道路照明灯について（こども政策課）

- ・道路照明灯は、上記設置基準に基づき既に設置されているため、教育委員会として道路照明灯新設の要望を出す考えはない。

2 防犯灯について

(1) 本市の防犯灯設置について（地域振興課）

- ・自治会が設置をし、管理をしている防犯灯に対して、市が補助金を出している。
- ・防犯灯の新設、電気代等についても補助を行っており、今後も継続して補助を行っていく。

(2) 義務教育学校の通学路に係る防犯灯について（こども政策課）

- ・防犯灯が必要となるような暗くなる時間までに、児童生徒が下校できるよう今後生活時程を検討していくため、教育委員会として通学路に防犯灯を設置する予定はない。
- ・日没が早くなる時期の部活動終了時間についても、今後検討していく。

3 除雪について

(1) 美保中学校区の歩道の除雪について（道路整備課）

- ・本市の歩道の除雪は、通学路等比較的通行のある道路を対象とし、積雪 15cm 以上で降雪状況がほぼ安定したときに実施している。
- ・美保中学校区では、「県道大篠津停車場線」「大篠津菟津線～内浜街道（美保中学校前道路）」「和田小学校前道路」「富益崎津 3 号線」が歩道除雪区間に指定されている。
- ・午前 8 時までに除雪を行うことになっているが、除雪範囲が広いため間に合わない場合もある。

(2) 義務教育学校の通学路の除雪について（こども政策課）

- ・現在の通学路については、校区によっては地域の方が除雪をしてくださっている箇所もある。
- ・義務教育学校の通学路については、現在、教育環境部会で検討中であり、積雪時も念頭において検討を行っていく。
- ・通学路が決定した後、関係課等と除雪についての具体的な協議を行っていく。